

◆基本仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
718	2	第4条			事業者の役割分担	「●●業務の一切」とありますが、ここでいう「一切」とは、各業務の「要求水準書に示された内容全て」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
719	3	第6条		(4)	特別目的会社の運営	『特別目的会社の資本金を[80,000,000]円とし、』と記載ありますが、資本金の設定は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	80,000,000円以上は任意とします。
720	3	第6条	2	(4)	特別目的会社の運営	文中の「…特別目的会社の資本金を[80,000,000]円とし…」とありますが、この金額は貴組合による想定値又は参考値であると理解し、事業者の任意設定でよろしいでしょうか。	80,000,000円以上は任意とします。
721	3	第6条	2	(8)	特別目的会社の運営	「特別目的会社が運営・維持管理業務を実施するための人員を確保すること及び株主がこれに協力すること。」とありますが、株主(建設企業と運営企業)の組成する共同企業体が特別目的会社から、運営・維持管理業務を受託することは可能であるとの考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。その際には共同企業体協定書を提出していただきます。
722	4	第7条	1 2 3		特定事業契約	第1項から第3項において『本基本契約の締結日付で締結する』と記載がありますが、締結日付をもって契約が効力をもつと考えてよろしいでしょうか。	本基本契約の締結の日付で当然に効果が発生するものではなく、特定事業契約の締結(本契約)が必要となります。締結(本契約)した際には効力は当日から発生します。
723	4	第7条	4		特定事業契約	本項各号に該当する場合、特定事業契約の全部又は一部を締結しないことが出来るとありますが、これは、「本事業に関して各号に該当する」場合に限定されると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
724	5	第8条	2		設計・建設業務	「平成22年3月末日までにこれを完成させる」とありますが、入札説明書P.2(3)事業期間①に記載のある通り、整備期間は平成21年7月(着工予定:平成21年12月)より平成26年3月までとの解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。平成22年3月までに設計を完成させてください。
725	5	第9条	2		再資源化業務	再資源化業務の事業期間が空白となっておりますが、運営期間と同じく、平成26年4月以降、15年間と解釈しても宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
726	5	第9条	5		再資源化業務	「組合は、前項の定めるところに従って後継セメント化企業候補者への再資源化業務の引継ぎを検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において…」とありますが、セメント化に係る費用についても、貴組合の所掌にて引継ぎをご検討頂けると考えて宜しいでしょうか。	セメント処理業務委託料は組合が支払います。
727	5	第9条	5		再資源化業務	「…、書式を基本として組合が後継セメント化企業候補者の…」とありますが、ここでいう「書式」とは何を指すものでしょうか。	「書式を基本として」を削除します。
728	5	第9条	5		再資源化業務	後継セメント化企業が貴組合と契約を締結する場合、特定目的会社への出資については、どの様にお考えでしょうか。	入札説明書IV-1-(1)エのとおり、全ての構成員に出資いただくことになっております。
729	6	第9条	7		再資源化業務	「前項の確認が行われ、…理由があると認めた場合、」とありますが、ここでいう「理由」とは何を指すものでしょうか。	本基本契約特有の意味があるものではありません。
730	6	第9条	7		再資源化業務	焼却主灰の性状・成分が要求水準書記載の内容から大幅に逸脱し、セメント化事業の継続が困難となった事由が全ての事業者の責でない場合は、貴組合が運営施設の改造等に係る費用を御負担して頂けると解釈して宜しいでしょうか。第3項に規定される事象以外は、第4号に規定の通り、上記の様に事業者に責のない場合でも、セメント化企業以外の事業者が負担することとなっておりますが、これは事業者への過度のリスク移転と考えます。	ご指摘の場合では、組合に原因のある場合を除き、事業者の負担となります。第2文について、組合が原因者の場合には、これを事業者が立証するれば、組合負担になります。従って過度のリスク移転とは考えられません。
731	6	第9条	7	(3)	再資源化業務	事業者の善良なる管理者の注意義務違反がない場合、受入廃棄物の性状に起因する場合についても貴組合にて負担願います。	ご指摘の場合を事業者が立証した場合には、組合が負担します。
732	6	第9条	7		再資源化業務	改造費の負担についての記載がありますが、焼却主灰の性状は組合の搬入するごみ質に起因することが大半であると考えます。従って、費用負担者は、その起責事由のものとすることが合理的であると考えます。責任と費用の負担者を組合殿も含めた起責事由者によるよう修文願います。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
733	6	第11条			再委託等	建設企業と運営企業の組成する、共同企業体が特別目的会社から、運営・維持管理業務を受託することは可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
734	6	第11条			再委託等	焼却主灰のセメント化施設への運搬業務を市の許可業者に委託することは可能でしょうか。	法令を遵守して業務を実施してください。
735	7	第13条			損害賠償	組合への損害賠償が基本仮契約締結者全員での連帯責任とありますが、あまりにも非合理的な条文です。あくまで起責事由者が責任を追うことが合理的であり、連帯責任の文言は削除願います。	組合は原因者に対し責任を追及していきます。原因者が健全に存在する限りにおいて、原因者以外の当事者の検索の抗弁権を完全に否定するものではありません。